

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける。また、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合がある。さらに、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である。

このため、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める。

<成果目標>

項目	現状	成果目標 (期限)
バリアフリーの認知度	93.8% (平成17年度)	100% (平成24年度)
ユニバーサルデザインの認知度	64.3% (平成17年度)	80% (平成24年度)
60歳から64歳までの就業率	57.0% (平成21年)	63.0% (平成32年)
地域自立支援協議会を設置している市町村数	約1,426市町村 (平成21年4月)	全市町村 (平成24年)
障害者の実雇用率(民間企業)	1.68% (平成22年6月)	1.8% (平成32年)

1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代とともに自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等の展開が必要であり、さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代横断的な視点が必要である。</p> <p>このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進と社会参画に対する支援、高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備、家庭や地域で健康で安心して暮らせるための生活自立に向けた取組、性差に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
ア 高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援	
①定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等 <ul style="list-style-type: none"> 急速な高齢化や年金の支給開始年齢の引上げに的確に対応するため、年金支給開始年齢までの雇用確保措置の導入が事業主に義務付けられたこと等を踏まえ、事業主に対し、助言及び指導を行い、65歳までの雇用機会の確保を図る。 	厚生労働省
②高齢者向けジョブ・カードによる再就職支援の推進等 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けのジョブ・カード様式を活用し、再就職支援の円滑化を図る。 高齢者就労支援に関わる各種事業の企画立案に当たって、その方針決定過程における女性の参画拡大を促進する。 	内閣府、厚生労働省 内閣府、厚生労働省
③シルバー人材センターの支援等 <ul style="list-style-type: none"> 「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点にシルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業の支援を推進するほか、各シルバー人材センターにおいて会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就業機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図る。 	厚生労働省
④学習機会の整備等 <ul style="list-style-type: none"> 国立女性教育会館、地域の男女共同参画センター・女性センターや女性団体との連携を強化して、高齢女性を含む女性の能力開発に係る好事例を発掘し、その成果や取組に当たっての工夫について、多様な媒体を用いて普及啓発する。 能力開発の観点から高齢者等を対象としたICT（情報通信技術）講座の充実を促進する。 	内閣府、文部科学省 文部科学省
⑤高齢男女の能力の活用に関する検討の推進 <ul style="list-style-type: none"> 就業のほかに地域活動や社会貢献活動など幅広いキャリアを持つ高齢者について、多様な経験・能力を整理し、その経験を、「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」等を活用し、再就職や地域活動等にかすための課題について検討する。 	厚生労働省
⑥高齢男女の社会参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> いわゆる団塊の世代が定年を迎えていることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。このため、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを行う。 	内閣府、厚生労働省

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。 ・高齢等女性の様々な分野への参画の促進も含め、地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援する地方公共団体や女性関連団体等の求めに応じて適切な指導・助言を行うアドバイザーを派遣し、地域における男女共同参画を促進する。 ・退職時などのタイミングをとらえて、高齢男性向けに、家庭・地域への円滑な参画を支援する講座等の充実を促進する。 ・総合型地域スポーツクラブにおいて高齢者や女性の参加が促進されるようにモデル事業を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>⑦広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報・啓発を行う。 	<p>内閣府</p>
<p>イ 高齢男女の生活自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向け、単身高齢者の生活支援、高齢者の状況に配慮したICTの普及や住まいの確保、高齢者虐待問題や消費者被害への対応を進める。 	<p>内閣府、消費者庁、総務省、厚生労働省、国土交通省</p>
<p>①高齢者の日常生活支援施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業に係る生活支援員等の高齢者の日常生活を支援する施策について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<p>②高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待相談等窓口の設置・周知、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、高齢者虐待防止ネットワークの構築等の取組を推進する。 	<p>厚生労働省</p>
<p>③成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発と利用しやすい体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター・女性センターや女性関係団体等との協力の下に、高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発を一層強化する。また、成年後見制度における女性後見人の育成や、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」の活用等、高齢女性が利用しやすい体制の一層の整備を図る。 	<p>内閣府、消費者庁、法務省、厚生労働省</p>
<p>④バリアフリー・ユニバーサルデザイン等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、高齢者を含む全ての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、高齢者の移動手段の確保や「心のバリアフリー」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。 	<p>内閣府、関係府省</p>

<p>⑤高齢者向け住宅等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護との連携により、高齢者が安心して住み続けられるよう、サービス付き高齢者住宅の登録制度を創設するとともに、その供給を促進する。 	<p>厚生労働省、国土交通省</p>
<p>⑥高齢者の生活におけるICTの利活用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が使いやすいICT機器（例えばタッチパネル式）の開発を進める。また、地方自治体や教育機関、NPO等における講座開催など、高齢者等のICT機器利用を支援する取組の充実・促進を図る。 遠隔医療、見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを確保するためのICT利活用を推進する。 	<p>総務省、文部科学省 総務省、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>ウ 良質な医療・介護基盤の構築等</p>	
<p>①生活習慣病・介護予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が元気で活動している姿は、健全な社会の象徴である。世界一の健康長寿国の我が国としては、男女の生涯を通じた健康の管理・保持増進のための施策の推進により、健康寿命の更なる延伸を図る。 性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進める。 将来にわたる国民生活の安心を支え続ける制度の確立を内容とする、平成17年に改正された介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図るとともに、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から創設した新たな予防給付の実施を着実にやっていく。 	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>②介護基盤の構築と安定的医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築や安定的な医療提供体制の整備を進める。 男性でも女性でも介護休業等を取得しやすい環境の整備を図る。 高齢者の自立を支援し、介護者にも使いやすい福祉関連機器の開発・普及の推進や、高齢者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。 	<p>厚生労働省 厚生労働省 総務省、厚生労働省、経済産業省</p>
<p>③介護サービスの質の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の確保のため、人材研修を推進するとともに、寝かせきりの防止、リハビリテーションの充実など施設等における処遇の改善を図る。 利用者が介護保険サービスを適切かつ円滑に選択し、利用できるよう、介護事業者等に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入する。 	<p>厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>④高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進する。 介護ニーズの多様化・高度化に対応した介護労働者を育成するため、公共職業能力開発施設等における職業訓練を推進する。 介護分野の良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、雇用管理改善を支援する。 介護保険制度の円滑な運営に資するため、都道府県等との連携の下に介護支援専門 	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>

<p>員や訪問介護員等の介護人材の育成を一層推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉人材コーナー」設置所を中心とした公共職業安定所や福祉人材センター等における福祉人材の求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を一層推進する。 	厚生労働省
<p>エ 世代間で公平かつ多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期の経済的自立につながるよう、世代間で公平であり、かつ、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築の検討、就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保、信頼できる年金制度の維持に向けた安定的な運営を行う。 	財務省、厚生労働省
<p>オ 高齢者の貧困等生活上の困難への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対的貧困率は世代別では高齢世代が最も高く、中でも未婚男女及び離別女性が経済的に厳しい状況にある。高齢期の経済状況には、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方などライフスタイルの影響が大きく、様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて現れる。こうした高齢者の貧困等の生活上の困難に対応するためにも、本計画の全分野における施策を着実に進める。 	関係府省

2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>障害のある男女それぞれへの配慮を重視しつつ、障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築を進める。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>ア 総合的な障害者施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の考えの下、障害者が地域で自立して暮らせるようにするため、日常生活や社会生活の支援を図っていくことが重要である。このため、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進する。 ・障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うこととしており、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正、障害を理由とする差別を禁止する法律の制定、障害者総合福祉法（仮称）の制定等を目指す。 ・上記の検討・構築に当たっては、「男女の平等」を含む上記条約の原則を十分に踏まえるとともに、男女別の統計情報の充実等についても検討するなどして男女共同参画の視点に十分配慮する。 	<p>内閣府、厚生労働省、国土交通省</p> <p>内閣府、厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>
<p>イ 障害者の自立を容易にするための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、障害者を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信 	内閣府、関係府省

<p>と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、障害者の移動手段の確保や「心のバリアフリー」など、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てをする障害のある女性に対しての支援の仕組みが不十分であることや、障害に加え、子どもとの関わりに関する知識等を習得する環境が整わない場合には子育ての困難を抱えるケースのあること等の問題が指摘されている。子育てをする障害のある女性への理解や、支援に何が必要なのかについて地域での理解を深めるための取組を行う。 ・発達障害者（児）に対する乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を引き続き推進する。 ・障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及の推進や、障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。 ・住宅及び公園の整備を含む障害者にやさしい住まいづくり・まちづくり、交通機関・道路交通環境の整備など障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。 <p>ウ 雇用・就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人については、近年、その就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女ともにいきいきとした職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）や障害者雇用対策基本方針（平成 21 年厚生労働省告示第 55 号）等を踏まえた就労支援について、質・量ともに一層の強化を図る。 ・障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校高等部等において職業教育を推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>警察庁、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>
---	---

3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>グローバル化の進展に伴い、我が国で暮らす外国人が増加している。また、国際結婚は 1980 年代半ば以降急増しているが、その 8 割が夫は日本人で妻は外国人という組合せであり、国際結婚の下で外国人の親を持つ子どもも増加している。</p> <p>外国人女性は、言語の違い、文化・価値観の違いや、地域における孤立などの困難に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれており、その状況に応じた支援を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> ・日本で働き、生活する外国人に対して、日本の文化や風習について学ぶ機会を設定すると同時に、地域の日本人に対しても相互に文化や風習を学び合える機会をつくっていくことが必要である。男女共同参画の視点に立ち、日本で働き、生活する外国人への教育、住宅、就労支援、多言語での情報提供や相談体制の整備等について、実態を踏まえながら進める。 ・外国人の就労支援・安定雇用確保に取り組むとともに、外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況届出制度の厳格な履行、及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年 8 月 9 日厚 	<p>内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>生労働省制定) に基づく就労の適正化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人や外国人の親を持つ子どもの就学及び修学上の困難について全体的に把握し、実態を踏まえた支援を行う。 初等中等教育において、学校現場を含め国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。 配偶者からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った母国語通訳者の養成等を含め、適切な支援を進める。 「人身取引対策行動計画 2009」に基づき、人身取引対策の取組を進める。 英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、その内容を更に充実させるように努める。 大規模災害発生時など緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導のほか、避難所における外国人住民の支援方策などを検討する必要がある。これらの外国人住民向け防災対策を各地方自治体の地域防災計画に明確に位置付けた上で、外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制整備を行う。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣官房、関係府省</p> <p>法務省</p> <p>関係府省</p>
---	---

4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

施策の基本的方向	
<p>人々が安心して暮らせる環境の整備を進めるためには、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意する必要がある。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める。</p>	
具体的施策	担当府省
<ul style="list-style-type: none"> 女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合や男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進める。その他、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等について、男女共同参画の視点に立って、必要な取組を進める。 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。 障害者、外国人、アイヌの人々、同和問題等に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。 	<p>内閣府、法務省、文部科学省、関係府省</p> <p>法務省</p> <p>法務省</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業（「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画（平成 9 年 7 月 4 日人権教育のための国連 10 年推進本部策定）において掲げられている 13 の業種）に従事する者に対する研修等の取組を進める。 	関係府省
<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む。 	法務省
<ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害を理由とする差別や偏見の解消を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組む。 	法務省